

諮問番号：令和元年度 諮問第4号

答申番号：令和元年度 答申第5号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、平成30年4月に会社を解雇されて以来、就職活動を行ってきたが、再就職ができず、現在無収入の状況にある。また、左目が全く見えない中、同年12月頃から視力に不自由を感じ始め、平成31年2月に右目が網膜剥離との診断を受けてからは、継続的な治療が必要となっているため、多額の医療費が掛かっており、再就職の見通しが立っていない。

したがって、処分庁は、この現在の生活困窮を判断材料として加味すべきであり、減免判定の基礎となる額と生活保護基準相当額が同程度であることを併せて考えると、制度を弾力的に運用し、減免を認めることが妥当であるため、平成30年度分の個人市民税及び道民税（以下「本件住民税」という。）の減免申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）及び個人市・道民税減免事務取扱要領（昭和60年6月1日財政局税政部発行。以下「要領」という。）に基づいた適法かつ正当なものであり、多額の医療費が掛かること及び手術後の就労が困難であるといった事情は、全て平成31年以後に生じるものであり、本件処分の適否に影響を及ぼすものではない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成30年6月12日、処分庁は、請求人に対し、本件住民税の賦課決定処分を行った。

イ 平成30年10月4日、請求人は、処分庁に対し、市・道民税減免申請書により、本件住民税の減免の申請（以下「本件減免申請」という。）をした。

ウ 平成30年12月18日、処分庁は、請求人に対し、本件減免申請を却下することを通知した（本件処分）。

エ 平成31年3月18日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

(2) 判断

本件処分は、法、条例及び要領に従い適正に決定されたものであり、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張する事情を考慮しても、本件処分の取消しを認めるべき事由は見当たらないといわざるを得ない。

2 審理員審理の経過（日付は、平成31年及び令和元年）

4月5日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
4月26日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
6月4日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
7月2日	口頭意見陳述の実施
7月4日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
7月11日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和元年）

7月16日	審査庁が、本審査会に諮問
8月6日	第1回調査審議（令和元年度第5回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

個人の市民税の減免については、法第323条本文において、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができることとされており、この「その他特別の事情がある者」とは、失業により当該年の所得が皆無となった者等客観的に見て担税力を喪失した者などをいうものとされている。

また、個人の道民税の減免については、個人の市民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免するものとされている（法第45条）。

これを受け、札幌市は、条例第35条において、個人市民税の納税者で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助以外の保護を受ける者、学生及び生徒、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた者等並びにこれらに準ずべき者が減免を申請することができ、当該申請があった場合、市長において特にその必要があると認める者に限り、減免することができることと定めた上で、要領において、同条の規定による減免の具体的な事由や判定基準について定めている。当該事由のうち、賦課決定処分「課税年度の初日の属する年の前年の初日から当該年度の初日の属する年の末日までに退職又は廃業、解雇、免職等により職業を失ったこと」（要領第1の2(5)）を事由として減免を申請した者（以下「失業減免申請者」という。）については、「生活が著しく困窮し、納税をすることが困難であると認められる者」（要領第2の3(2)）に該当する場合に減免が認められることとなるが、具体的には、失業減免申請者及びこれと生計を一にする配偶者（以下「失業減免申請者等」という。）の収入状況、生活状況等から「減免判定の基礎となる額」と「生活保護基準相当額」を算出し、これらを比較することにより減免の可否を判断することとなる（要領第2の3(4)から(6)まで）。

これらのうち、減免判定の基礎となる額は、収入（見込）額（課税年度の初日の属する年中に失業減免申請者等が得た、又は得ることが見込まれる非課税所得を含む一切の収入金額）、預貯金等の額（市・道民税減免申請書の提出日現在、失業減免申請者等が管理している預貯金等の額から課税年度の初日の属する年の初日から当該申請書の提出日までに増減した預貯金等の額を差し引き、又は加えた額）及び資産の額（課税年度の初日の属する年の初日現在における、失業減免申請者が所有している土

地及び建物の固定資産評価額)の合算額から、減免事由により控除すべき額(課税年度の初日の属する年中に失業減免申請者等が支払った、又は支払うべき倒産や廃業などによって負った債務の額)及び負債の額(資産の額の対象となる土地又は建物に設定された抵当権等により、相手方の債権が担保されている失業減免申請者が負う債務の額)を控除した額(100円未満切捨て)とされている(要領第2の3(4))。

また、生活保護基準相当額は、失業減免申請者等及びこれが扶養しているその他の親族に係る生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合計額について、毎年度税政部市民税課長通知で示す「生活保護基準相当額算出表」により算出する額(100円未満切上げ)とされており(要領第2の3(5))、これは、生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準である生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づくものとされている。

そして、減免判定の基礎となる額が生活保護基準相当額以下となる場合は、減免対象税額の全部が減免となり、減免判定の基礎となる額が生活保護基準相当額を超える場合で、その差額が減免対象税額未満となるときは減免対象税額から当該差額を控除した額が減免となり、当該差額が減免対象税額以上となるときは減免とならないこととされている(要領第2の3(6))。

そこで、本件について見ると、請求人と生計を一にする配偶者及び請求人が扶養しているその他の親族はいないことが認められるほか、請求人が本件減免申請の際に提出した生活状況報告書によると、請求人は、失業(即日解雇)を理由として本件減免申請をしているが、その対象である本件住民税に係る賦課決定処分の課税年度は平成30年度であり、請求人は平成30年4月13日付けで解雇により失業しているため、請求人は失業減免申請者であることが認められる。したがって、前記のとおり請求人に係る減免判定の基礎となる額と生活保護基準相当額をそれぞれ算出し、これらを比較することにより本件住民税の減免の可否を判断することとなる。

まず、請求人の減免判定の基礎となる額は、収入(見込)額が○円(給与収入及び雇用保険)、預貯金等の額が○円(預貯金口座○件)、資産の額、減免事由により控除すべき額及び負債の額がいずれも○円であるため、○円となることが認められる。

次に、請求人の生活保護基準相当額は、生活扶助費が○円(居宅に係る基準生活費)、住宅扶助費が○円(1人世帯の住宅扶助の限度額)、教育扶助費○円であるため、○円となることが認められる。

以上により、請求人に係る減免判定の基礎となる額〇円は請求人に係る生活保護基準相当額〇円を超えており、その差額〇円は減免対象税額〇円（本件住民税の額）以上であるため、処分庁が要領に基づき本件住民税を減免しないこととし、本件減免申請を却下したことが認められる。

この点、処分庁が判断根拠としている要領は、法及び条例の規定に基づく市民税及び道民税の減免について、その要件や手順を具体化したものであるところ、減免申請の対象となる課税年度の初日の属する年中における申請者の収入や預貯金等の額を把握した上で、その最低限度の生活費の客観的な指標である生活保護基準相当額との比較により、飽くまでも当該年中における申請者の担税力に応じて減免の可否や程度を判断することとしている。減免の措置については、租税負担の公平性の見地から厳格かつ客観的な基準に基づき運用されるべきところ、要領で定めている要件や手順が法及び条例の規定に照らして明らかに合理性や公平性を欠いているとはいえず、したがって、その定めに基づいて本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

その他、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員（会長）	岸 本 太 樹
委員	林 賢 一
委員	片 桐 由 喜